

2023年度後期

大学独自の経過措置による授業料減免申請書

高等教育の修学支援新制度（新制度）の実施に伴い、その直前の期（2019年度後期）において従前の授業料免除制度（旧制度）による免除を受けていた学部学生であって、かつ、新制度の対象とならない在学生【以下のチェック欄参照】について、経過措置として大学独自の免除を行うものです。

2023年 月 日

氏名 (署名)		学生番号	B								
学部学科	学部		学科			学年	年				

収入基準、資産基準、入学までの期間要件等の採用要件に当てはまらないため、修学支援新制度/JASSO 給付奨学金への申し込みができない（しない）場合は、下記項目を記入して本紙を提出してください。

【修学支援新制度への申し込みができない理由】 該当欄に✓チェック（記入）してください。

① <input type="checkbox"/>	生計維持者の所得が基準を大きく上回っている [収入基準] ※日本学生支援機構ホームページからシュミレーションができます。 <進学資金シュミュレーター> https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html
② <input type="checkbox"/>	資産（預貯金及びそれに準ずるもの。ただし、不動産は対象外）が基準を超える [資産基準]
③ <input type="checkbox"/>	高校卒業後、鳥大入学までの期間が2年を超える（3浪以上） [入学までの期間要件]
④ <input type="checkbox"/>	他大学での学士取得歴がある [入学までの期間要件]
⑤ <input type="checkbox"/>	学生自身が外国籍で、在留資格が「永住者・定住者」等以外 [国籍要件] (現在の在留資格：_____)
⑥ <input type="checkbox"/>	日本学生支援機構以外の団体から奨学金（給付型・貸与型問わず）を受給中で、 その他団体が日本学生支援機構・給付奨学金との併給を制限している。 (受給中の奨学金名：_____) ⇒ 新制度への申し込みを行い、「採用と同時に支援停止」を申し出てください。

提出先：学生生活課奨学係（米子地区は学務課学生係）

提出期限：10月23日（月）